

球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金交付要項

(趣旨)

第1条 国、熊本県及び流域市町村（八代市、人吉市、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村をいう。以下同じ。）が推進する「球磨川水系流域治水プロジェクト」に基づき、知事は、球磨川水系の洪水による災害から人命を守り、財産被害の最小化を図ることを目的として、流域市町村及び流域市町村を管轄する消防本部（八代広域行政事務組合、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合及び水俣芦北広域行政事務組合をいう。以下同じ。）が取り組む防災・減災ソフト対策等の実施に伴う財政的負担を軽減するため、予算の範囲内において球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付対象事業費及び交付率等)

第2条 交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、流域市町村及び流域市町村を管轄する消防本部が、球磨川水系の水害対策に資する事業の実施に要する経費の全部又は一部を負担する事業とし、交付対象事業に要する経費（以下「交付対象事業費」という。）、交付率は別紙1に定めるとおりとする。

ただし、流域市町村を管轄する消防本部については、別紙1のうち16水防資機材の購入に要する経費のみを交付対象事業費とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急防災・減災事業債の対象事業に該当する場合や特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）第3条及び第5条に該当する場合は、球磨川水系の水害対策に要する経費（本条第3項各号及び第4項から第5項に該当する経費を除く。）に0.7を乗じて得た額を交付対象事業費から控除するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は交付対象事業費から控除するものとする。

- (1) 人件費（予防的避難の実施及び広域避難の実施に必要な人件費は除く。）
- (2) 国又は県が行う事業に対する負担金
- (3) 団体の組織や施設の運営に要する経費
- (4) 施設、設備等の老朽化や故障、耐用年数経過等に伴う更新及び維持管理に要する経費
- (5) 飲食に要する経費（予防的避難の実施、広域避難の実施及び水防訓練の実施に必要な経費並びに備蓄物資の購入費を除く。）
- (6) 出資、出捐及び貸付に要する経費
- (7) 施設整備及び備品等を取得する場合の登記、登録、保険等の諸経費
- (8) その他知事が不相当と認める経費

- 4 第1項の規定にかかわらず、交付対象事業に参加料等の収入がある場合は、その金額は交付対象事業費から控除するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、国又は県以外の団体等から助成金等の交付を受ける場合は、交付される金額は交付対象事業費から控除するものとする。
- 6 交付対象事業は、国又は県の他の補助金等の交付を受けない事業とする。
- 7 交付対象事業は、交付決定前に着手又は完了している事業も含むものとする。
- 8 事業実施者は、次の第1号及び第2号の要件を満たす個人又は次の第1号から第6号を満たす団体とする。
 - (1) 流域市町村に住所を有する者又は流域市町村に事務所を有する団体であること。
 - (2) 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - (3) 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
 - (4) 定款、規約、会則等を有する団体であること。
 - (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
 - (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体ではないこと。

(交付金の交付額)

第3条 交付金の交付額は、交付対象事業費に交付率を乗じて得られた額とする。

- 2 第1項で算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付金の交付申請及び実績報告)

第4条 規則第3条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書及び実績報告書の提出期限については、別途定めるものとする。
- 3 交付申請は交付対象事業が完了する年度に行うものとする。

(交付金の交付の決定及び実績報告)

第5条 規則第6条の規定による交付金の交付決定及び規則第14条の規定による交付金額の確定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(交付金の請求)

第6条 規則第16条第1項の請求書は、別記第3号様式によるものとする。

(財産処分の制限)

第7条 規則第21条第2項の別に定める期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間または10年間のいずれか短い期間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

(証拠書類の保存)

第8条 規則第23条に規定する証拠となる書類の保管期間は、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年(2023年)7月21日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年（ 年） 月 日

熊本県知事 様

（住所（市町村長の場合は省略可））
（市町村長または消防本部の長）

球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金交付申請及び実績報告書

このことについて、熊本県補助金等交付規則第3条、13条及び球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金交付要項第4条の規定により別紙のとおり関係書類を添えて申請し、併せて実績を報告します。

担当所属名	
担当者名	
連絡先	

別記第1号様式別紙（第4条関係）

番号	交付対象事業	交付対象事業費（円）	交付金額（千円）
合 計			

※「番号」及び「交付対象事業」は、別紙1による。

※別途定める算定様式及びチェックリストを添付すること。

※別途定める「交付申請及び実績報告の根拠資料として備え付けるべき書類」を市町村で保管しておくこと。

担当所属名	
担当者名	
連絡先	

別記第2号様式（第5条関係）

令和 年（ 年） 第 号
月 日

（市町村長または消防本部の長） 様

熊本県知事

球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金交付決定及び交付確定通知書

令和 年（ 年） 月 日付け 第 号で申請及び報告のありました球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金については、熊本県補助金等交付規則第4条第1項及び第14条の規定により、下記のとおり交付の決定をし、併せてその額を確定しましたので、同規則第6条、第14条及び球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金交付要項第5条の規定により通知します。

記

交付決定及び交付確定額 金 千円

（内訳）

番号	交付対象事業	交付対象事業費（円）	交付金額（千円）
	合 計		

※「番号」及び「交付対象事業」は、別紙1による。

別記第3号様式（第6条関係）

球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金交付請求書

令和 年（ 年） 月 日付け 第 号で確定の通知がありました球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条第1項及び球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金交付要項第6条の規定により請求します。

記

請求額 ¥ _____

令和 年（ 年） 月 日

(住所（市町村長の場合は省略可）)
(市町村長または消防本部の長)

熊本県知事 様

書類の提出方法	紙 ・ 電子メール ・ FAX		
書類発行責任者	所 属		
	氏 名		電話番号
担 当 者	所 属		
	氏 名		電話番号

別紙1（第2条第1項関係）

	交付対象事業	交付対象事業費	事業実施者	交付率
1	ハザードマップ・マイハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップ（洪水に加え、土砂災害や地震等の危険箇所等を記載した防災ハザードマップを含む。）の作成に要する経費 マイハザードマップ（住民の生活圏を対象とし、地域固有の情報を追加した地域版の洪水ハザードマップ）の作成に要する経費 	市町村	2 / 3
2	防災関係機関との情報共有体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 防災会議の開催等、防災関係機関との情報共有体制を構築する取組みに要する経費 	市町村	2 / 3
3	河川監視カメラの設置	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害が発生している又は想定される地域への河川監視カメラの設置に要する経費 	市町村	2 / 3※ (3 / 4)
4	水位計と連動したサイレン等の設置	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害が発生している又は想定される地域への水位計と連動したサイレン等の設置に要する経費 	市町村	2 / 3※ (3 / 4)
5	防災行政無線等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線等の難聴対策として実施する屋外拡声子局、戸別受信機等の設置、又は機能強化に要する経費 	市町村	2 / 3※ (3 / 4)
6	防災情報伝達手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害が発生している又は想定される地域における住民に対する防災情報の伝達等に要する経費 浸水被害により孤立が想定される集落への衛星携帯電話等の設置に要する経費 ※防災行政無線等を除く 	市町村	2 / 3
7	家屋嵩上げ、ピロティー化及び浸水防止設備設置への助成	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害が発生している又は想定される地域に存する家屋、店舗、事業所等の所有者が行う家屋嵩上げ、ピロティー化又は浸水防止設備設置に対する助成（補助金等の交付） 	市町村の住民又は市町村に事務所を有する法人	2 / 3
8	避難所、避難場所、避難路、避難誘導案内板等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害が発生している又は想定される地域の住民が避難する避難所の嵩上げ及び避難場所の整地、舗装、夜間照明等の設置等に要する経費 浸水被害が発生している又は想定される地域の住民が避難する避難所における災害時のトイレや飲用水の確保等の生活環境の向上に要する経費 浸水被害が発生している又は想定される地域の住民が避難所、避難場所に安全に避難することを目的として実施する道路の嵩上げ（新設、改良、舗装等の通常の道路事業は除く。）、通路の舗装、スロープ又は誘導灯の設置（社会資本整備総合交付金事業の対象となる事業を除く。）に要する経費 住民が避難所、避難場所へ避難するために必要な標識等の設置に要する経費 過去の水害における浸水高の表示板等の設置に要する経費 	市町村	2 / 3
9	避難行動要支援者に係る避難支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の名簿や避難支援計画の作成、見直し等に要する経費 避難支援計画に基づく避難訓練の実施に要する経費 	市町村	2 / 3

	交付対象事業	交付対象事業費	事業実施者	交付率
10	内水対策として実施する排水機能の確保	・ 内水による浸水被害の軽減を図ることを目的として実施する排水ポンプ等の設置に要する経費	市町村	2 / 3
11	緊急用ヘリコプターの離着陸場の整備	・ 浸水被害が発生している又は想定される地域における緊急用ヘリコプターの離着陸場を確保するための舗装、整地、取付道路等の整備に要する経費	市町村	2 / 3
12	災害に強いまちづくりに向けた土地利用の検討等	・ 浸水被害が発生している又は想定される地域における建築制限、耐水性建築の検討、調査等に要する経費	市町村	2 / 3
13	予防的避難の実施	<p>・ 次の基準により予防的避難を実施する場合における避難所（球磨川流域内に限る。）の設置（職員の時間外勤務手当及び宿日直手当を含む。）及び避難者への食品の給与等に要する経費（ただし、対象範囲及び上限額は次のとおりとする。）</p> <p><基準></p> <p>①熊本地方気象台の予報を根拠に、大雨が予想される時 ア 1時間雨量 80 ミリ以上 イ 1時間雨量 70 ミリ以上かつ 24 時間雨量 250 ミリ以上</p> <p>②本県に台風の接近が予想される時（予想進路に本県が含まれる時等）</p> <p>③事業実施者が必要と判断したとき ア 上記①及び②に準じ、流域市町村長が必要と判断したとき イ 浸水被害が想定される地域に居住する住民等から避難所開設等の要請があった場合で、流域市町村長が必要と判断したとき</p> <p><対象範囲></p> <p>事業実施者が予防的避難の呼びかけ（避難情報の発表）を開始してから、避難指示等の解除又は避難所閉鎖までのいずれか早い方を対象範囲とし、7 日間を限度とする。</p> <p><上限額></p> <p>人件費：330 円×実避難者数×実施日数 食品の給与：386 円×実避難者数×実施回数</p>	市町村	2 / 3
14	広域避難の実施	<p>・ 市町村の管轄を超えて住民の避難を実施する際に必要とする避難所・バスの借り上げ、避難所の運営（職員の時間外勤務手当及び宿日直手当を含む。）、避難者への食品の給与等に要する経費</p> <p>※ただし、人件費、食品の給与に要する経費は上限額を下記のとおり定める。</p> <p><上限額></p> <p>人件費：330 円×実避難者数×実施日数 食品の給与：386 円×実避難者数×実施回数</p>	市町村	2 / 3
15	地域防災計画の策定、見直し	・ 洪水対策の変更を行う場合における地域防災計画（水防計画を含む。）の策定、見直し（軽微な場合を除く。）に要する経費	市町村	2 / 3

	交付対象事業	交付対象事業費	事業実施者	交付率
16	水防資機材の購入	<ul style="list-style-type: none"> 水防活動に必要な資機材の購入費（消防活動にも使用する資機材にあつては、主として水防活動に使用するものに限る。） 	市町村 又は 消防本部	2 / 3
17	水防訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 水防訓練（他の訓練と合わせて実施する場合も含む。）の実施に要する経費（炊き出しの経費を含む。） 	市町村	2 / 3
18	住民の防災意識向上のための研修、防災リーダーの育成等	<ul style="list-style-type: none"> 住民の防災意識の向上及び防災リーダーの育成を目的とした研修・講習会等の開催に要する経費 住民の防災意識の向上及び防災リーダーの育成を行う職員等の資質向上を図ることを目的とした専門研修等の受講に要する経費 	市町村	2 / 3
19	自主防災組織等の強化、自主防災訓練の実施支援	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等（水防団を含む）の強化や自主防災組織等の人員確保、自主防災訓練の実施を促すための説明会等の開催に要する経費 自主防災組織等が使用する資機材の購入費 自主防災組織等が行う資質、防災意識の向上のための研修、自主防災訓練の実施及び水防資機材の購入等の支援（補助金等の交付等）に要する経費 自主防災組織等が行うマイタイムライン作成等に要する経費 自主防災組織等が行う地区防災計画作成等に要する経費 	市町村 又は 市町村内で活動する 自主防災組織等	2 / 3
20	備蓄物資等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害に備え、必要となる備蓄する食料、飲用水及び生活必需品等の物資の購入費（消費期限が過ぎた食料、飲料水の買換えは除く。） 浸水被害が発生している又は想定される地域への備蓄倉庫の整備に要する経費 	市町村	2 / 3
21	水害被害を補償する保険、共済への加入促進	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害が発生している又は想定される地域に存する家屋、店舗、事業所等の所有者が加入する水害被害（契約者が親族等を含む）を補償する保険、共済の支払いに対する助成（補助金等の交付）又は保険加入啓発に要する経費 	市町村の住民 又は市町村に事務所を有する法人	2 / 3
22	雨庭の整備	<ul style="list-style-type: none"> 雨庭の整備（調査・測量、設計、工事）に要する経費（ただし、1つの雨庭の整備に係る上限額は次のとおりとする。） <上限額> 市町村・市町村に事務所を有する法人：2,000千円 市町村の住民：500千円 整備した雨庭の周知啓発のための看板の設置に要する経費 <p>※この交付金が対象とする雨庭とは、屋根や道路等に降った雨水を側溝や水路等に直接排水せず一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる雨水貯留・雨水浸透施設（雨水浸透ますや雨水貯留槽、透水性舗装、浸透型側溝等は除く）。</p>	市町村、 市町村の住民 又は市町村に事務所を有する法人	2 / 3

	交付対象事業	交付対象事業費	事業実施者	交付率
23	緑の流域治水の周知啓発	・ 緑の流域治水の説明会の開催等、緑の流域治水の周知啓発に要する経費	市町村	2 / 3
24	その他知事が特に必要と認めるもの	・ 上記の外、補助目的に従った事業で、知事が特に必要と認めるものの実施に要する経費	市町村	2 / 3

※令和3年度及び令和4年度に事業が完了するものについては交付率3 / 4とする